



カゴメ サステナブル調達ガイドライン

カゴメ株式会社
制定：2021年1月
改訂：2026年2月

カゴメグループは創業以来、「畑は第一の工場」というものづくりの思想のもと、自然の恵みを活かした新しい食やサービスを提案してまいりました。この営みを未来につなぐために、企業理念である『感謝・自然・開かれた企業』の実践と、ステークホルダーの皆さまとの協働により社会課題の解決に取り組み、持続的なグループの成長と持続可能な社会の実現を目指すことを、「カゴメグループ サステナビリティ基本方針」において定めています。

この基本方針に基づき、お客様の満足度向上と、持続的な地域社会・国際社会の発展を実現する上では、全ての購買取引において、原材料や製品、サービスなどを提供して下さるサプライヤーの皆さまを、必要不可欠なパートナーであると考えています。

そのため、本ガイドラインでは、法令の遵守を前提としつつ、より良い社会・環境を実現するために取り組むべき事項を、カゴメグループとしての価値観や継続的改善の考え方とともに示しています。

これらの取り組みは、将来にわたり双方が成長し続けるための「共通の基盤」であると考えています。

サプライヤーの皆さまと協働し、持続可能な調達と責任ある企業活動を実現するため、本ガイドライン記載事項へのご協力をよろしくお願いいたします。

「カゴメ サステナブル調達ガイドライン」は、以下の5つの観点から構成されます。

- I. 法令・社会規範の遵守と公正な取引
- II. 安心安全な原材料・商品の安定供給
- III. 人権の尊重と健全な労働環境の整備
- IV. 環境保全と持続可能性への配慮
- V. リスクマネジメントと情報セキュリティ

I.法令・社会規範の遵守と公正な取引

カゴメグループでは、社会的企業としての在り方を示すカゴメグループ従業員の日頃の行動の軸となる「カゴメ行動規範」を制定し、法令や国際基準及びその精神を遵守しつつ、高い倫理観を持って社会的責任を果たすことを目指しています。ともに公正な事業環境を構築する上で、サプライヤーの皆さまにおかれても、以下に挙げる項目への理解・取り組み実施をお願いいたします。

1. 国内外の法令・規制の遵守

事業活動を行う国・地域に適用される関連法令、規制、条例及び社会規範を遵守することを要求する。

事業活動においては、関連法令などを理解し、必要な許可・認可・免許の取得や届出、輸出入管理・品質管理・表示方法管理・書類交付・定期報告・取引記録作成など、事業活動に必要な事項を確実に履行することを要求する。

新興国など、事業活動を行う各国・地域の関連する法令、規制、条例が未整備あるいは不十分であり、社会規範がより高い基準を示す場合はそうした規範を遵守することを求める。

補足：主に関連する日本法としては、会社法、商法、独占禁止法、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法、取適法、特定商取引法、食品衛生法、食品表示法など、事業内容や業種に応じて多岐にわたる法令が該当します。

2. 公正な競争の尊重と競争制限的行為の禁止

各国・地域の法令に基づき、公正・公平・透明・自由な競争を尊重し、独占禁止法などの関連する全ての法令を遵守することを要求する。

事業活動においては、同業他社との間で、製品・サービスの価格、数量、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、入札談合など競争を阻害する行為を行わないことを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、独占禁止法、消費者保護法、取適法、不正競争防止法などが挙げられます。

3. 贈収賄・腐敗行為の禁止

①贈収賄・汚職・違法な政治献金の禁止

各国・地域の法令に基づき、贈収賄・汚職・違法な政治献金を含むあらゆる不正行為・非倫理的行動を行わないことを要求する。

事業活動においては、公務員や民間を問わず、直接・間接に不正な利益や価値の供与・受領・要求・約束・許可を行ってはならず、営業・購買・物流などリスクの高い職務にも明確な方針を定め、全従業員及び取引先にも同様の倫理基準の遵守を要求する。

贈収賄・汚職防止のための方針策定、内部通報窓口の設置、定期的な教育・研修の実施、帳簿や記

録の正確な作成・保管を徹底し、違反があった場合には即時是正措置を講じることを求める。

補足：主に関連する日本法としては、刑法（贈収賄罪、背任罪など）、政治資金規正法、不正競争防止法などが挙げられます。

②不適切な利益供与・受領の禁止

各国・地域の法令に基づき、ステークホルダー（顧客、取引先、行政機関など）との間で、健全かつ透明性のある関係を維持し、不当な利益を提供または受領することは行わないことを要求する。事業活動においては、各国・地域の法律・規則に違反し、または社会的通念上相当な範囲を超える不適切または過剰な利益供与・受領（金銭・贈答品・接待など）を行わないことを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、会社法、不正競争防止法などが挙げられます。

4. 反社会的勢力との関係排除

各国・地域の法令に基づき、反社会的勢力や団体（暴力団、テロ組織、過激派団体などや、その他市民社会の秩序や安全に脅威を与える個人・団体）との一切の関係を排除することを要求する。

また、反社会的勢力に対して、いかなる形であれ利益を供与する行為や協力を行わないことを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、犯罪収益移転防止法、暴力団排除条例などが挙げられます。

5. 優越的地位の濫用禁止と利益相反の管理

①優越的地位の濫用の禁止

各国・地域の法令に基づき、優越的地位を利用して取引先に不利益を与える行為を行わないことを要求する。

取引は協議のうえ契約などを基に誠実かつ公平・公正に行うことを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、独占禁止法、取適法などが挙げられます。

②利益相反の管理

各国・地域の法令に基づき、従業員や取引先が個人的な利益を優先し、企業の利益を損なう利益相反行為を行わないことを要求する。

また、企業の利益を最優先に考え、公正な意思決定を行うことを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、会社法などが挙げられます。

6. 不正行為の予防と通報制度の整備

各国・地域の法令に基づき、贈収賄、横領、談合、詐欺、資金洗浄、脱税などを含むあらゆる不正行為や非倫理的な取引への関与を防止することを要求する。

適切な内部統制・通報窓口などを構築し、全ての従業員がアクセスできるように必要な周知や教育・研修を実施することを求める。

補足：主に関連する日本法としては、公益通報者保護法などが挙げられます。

7. 情報開示

各国・地域の法令に基づき、事業活動や企業運営に関する情報を正確かつ適時に開示することを要求する。

法令などで公開が義務づけられていない場合でも、ステークホルダー（顧客、取引先、行政機関、株主、投資家、従業員、地域社会、メディアなど）に対して、積極的かつ公正に情報提供・開示を行い、透明性と説明責任を果たすことを求める。

補足：主に関連する日本法としては、会社法・金融商品取引法などが挙げられます。企業は、事業報告書や決算書などの法定書類において、財務状況や経営成績などを適正に公表する義務があります。また、会社法や金融商品取引法に基づき、決算情報や重要事項について速やかに開示することが求められています。

8. 知的財産の尊重と適切な利用

各国・地域の法令に基づき、特許権、著作権、商標権、育成者権、営業秘密などの知的財産権を尊重し、第三者の知的財産権を侵害しないことを要求する。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供などの事業活動においては、事前に関連する知的財産権の調査を行い、侵害のないことを確認することを要求する。

各国・地域の法令に基づき、当社グループとの取引情報、業務プロセス、技術などの機密情報について厳格に管理・保護することを要求する。これらの情報は、当社グループの事前の許可なく第三者に開示、漏洩、目的外使用をしないことを要求する。

また、社内外の関係者に守秘義務の重要性を周知し、情報管理体制を維持・強化することを要求する。

万一漏洩や不正開示が発生した場合には、速やかに関係者へ報告し、適切な対応を講じることを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、特許法、著作権法、商標法、種苗法、不正競争防止法などが挙げられます。これらの法律に基づき知的財産権を適切に保護・管理することが求められます。

II. 安心安全な原材料・商品の安定供給

カゴメグループでは、「畑は第一の工場」という考えのもと「品質・環境方針」を制定し、野菜の種子や土づくりから取り組み、安全で高品質な商品の提供に取り組んでいます。お客様に安心・安全な品質を提供する上で、サプライヤーの皆さまにおかれても、以下に挙げる項目への理解・取り組み実施をお願いいたします。

1. 安全性の確保と食品製造・販売に関する法令の遵守

食品の安全性及び品質の確保のために、各国・地域の関連法令・規制を遵守することを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、食品安全基本法、食品衛生法などが挙げられます。

2. 品質マネジメントの運用

製品及びサービスの品質・安全性を確保するため、品質マネジメントシステムを構築・運用することを要求する。

補足：品質方針や品質目標を明確にし、組織体制・責任分担・手順・プロセスなどを定めた上で、品質マネジメントシステムの有効性を定期的に確認し、継続的な改善を図ることが必要です。

また、万一、事故や欠陥が発生した場合には、速やかな情報開示、関係当局への報告、リコールなどを含む適切な対応を実施してください。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9001（製品やサービスの品質を継続的に向上させるための仕組みづくりを定めた国際的な品質管理規格）などが挙げられます。

3. 品質保証

カゴメグループ各社とサプライヤー間で合意した品質契約（製造管理基準、納入品保証書など）の遵守を要求する。

また、品質契約の内容に変更があれば、速やかに連絡し、最新の情報を品質契約に反映することを要求する。

4. 原材料・商品の安定供給

製品の事故や不良が発生し、カゴメグループ各社への供給に影響を及ぼしうる場合には、情報開示、製品回収、緊急対応などの体制を整備することを要求する。

また、自社及び上流サプライチェーンの状況とリスクを把握し、需要変化に応じた供給能力と柔軟な対応体制の整備を行うことで、商品の安定供給に向けた課題に対処することを要求する。

5. 商品情報の正確性と透明性の確保

原料の主要な原産地（原産国を含む）情報を含む、製品・サービスに係る正確な情報の提供を要求する。

Ⅲ.人権の尊重と健全な労働環境の整備

事業活動に関わる人々や事業を展開する国や地域の人々の基本的人権を尊重することは、企業理念を実践するカゴメグループの責務です。カゴメグループは、国連で承認された全ての国・地域と企業が尊重すべきグローバル基準である「ビジネスと人権に関する指導原則」、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「ILO 多国籍企業宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「子どもの権利とビジネス原則」などの国際的な人権枠組みを支持した「カゴメグループ人権方針」を制定し、人権尊重の取り組みを推進しています。

人権尊重に係る具体的な取り組みとしては、人権方針の策定、人権デューデリジェンスの実施に向けた取り組み、救済の仕組み構築、教育・研修の実施などが挙げられます。サプライヤーの皆さまにおかれても、これらの国際基準に基づく人権尊重の重要性をご理解いただき、以下に挙げる項目への理解・取り組み実施をお願いいたします。

1. 人権の尊重

①差別の禁止と平等な機会の提供

各国・地域の法令に基づき、人権、宗教、性別、国籍、障がいなどを理由とした採用・異動・昇進・教育及び解雇・退職の差別の禁止・撤廃に関して、各国・地域の法令遵守を要求する。

補足：主に関連する日本法としては、労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法などが挙げられます。

②ハラスメント・虐待の禁止

各国・地域の法令に基づき、ハラスメントや虐待、非人道的な扱いなどを禁止し、予防措置を講じることが要求する。

補足：主に関連する日本法としては、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが挙げられます。

2. 児童労働・強制労働の禁止

①児童労働の禁止

各国・地域の法令に基づき、最低就業年齢に満たない児童を雇用しないことを要求する。

補足：日本では労働基準法にて、就業が認められる最低年齢は、通常の業務は15歳、危険有害業務は18歳、軽易な業務は13歳と定められています。

なお、実務上の管理には、採用時における効果的な方法による年齢確認と記録の管理が含まれます。

②強制労働の禁止

各国・地域の法令に基づき、従業員への強制、拘束、強制された労働は行わないことを要求する。

補足：強制労働の例としては、退職が自由意思に基づいて行えない、事前の同意のない残業を強要する、供託金・身分証明書原本の預託を強要する、などが挙げられます。

3. 結社の自由・団体交渉権の尊重

各国・地域の法令に基づき、労働者の結社の自由及び団体交渉権を侵害しないことを要求する。
現地法令などで結社の自由や団体交渉権が認められていない場合は、労働者が同等の活動をするための代替手段を設けることを求める。

補足：日本では、労働組合法などで結社の自由・団体交渉権が保障されています。

4. 労働時間の適正管理と適切な賃金の支払い

①労働時間の適正管理

各国・地域の法令に基づき、労働時間、時間外労働・休日労働、休暇、休憩などの労働条件の適正管理を要求する。

補足：日本では、労働基準法を踏まえた労働時間の適正管理の対応が必要です。

②適切な賃金の支払い

各国・地域の法令に基づき、全ての労働者に対して法定最低賃金や割増賃金などを、定期的かつ透明性をもって支払うことを要求する。

ILO などの国際的な基準に基づき、労働者の生活賃金ギャップの把握や、生活賃金の支払いを目標とした賃金改善計画の策定・実施、最低賃金を上回る賃金支払い（生活賃金の確保）を行うことを求める。

補足：日本では、最低賃金法・労働基準法・所得税法などで定められた対応が必要です。

5. 安全かつ衛生的な労働環境の確保

各国・地域の法令に基づき、全ての従業員に対して安全で健康的な職場環境を提供することを要求する。

各国・地域で法令による定めがない場合においても、全ての従業員に対して安全で健康的な職場環境を提供することを求める。

補足：日本では、労働安全衛生法にて、安全衛生管理体制の構築及び、労災防止の具体的措置実施が義務付けられています。

全ての従業員に対して安全で健康的な職場環境を提供する具体的措置の例としては以下のようものが挙げられます。

- ・ 職場の作業は、労働関連法令に関する逸脱がないよう配慮する
- ・ 職場の建造物・設備と従業員に提供される住居は、安全を確保するに十分な基準を満たし、非常口や避難経路、標識の設置など、現地建築基準規制に関する法令の認可を受けており、適切に点検され検査に合格している
- ・ 安全に作業を行うために、必要な防護具、作業方法の説明、トレーニングを提供する
- ・ 化学薬品の取扱い・保管を適切に行い、事故の予防と事故発生時の被害拡大防止に取り組む
- ・ 全ての従業員に対して、清潔なトイレ施設、飲料に適した水を提供する

6. 苦情・救済の仕組みの整備

各国・地域の法令に基づき、人権侵害に係る苦情について、安心して報告・相談できる社内外の窓口・体制（内部通報制度を含む）を整備することを要求する。

また、相談者の匿名性や秘密が厳守され、脅迫または報復、その他不利益な取り扱いを受けることがないようにし、相談内容の改善に向けて公正かつ適切に対応することを要求する。

各国・地域で法令による定めがない場合には、国際ガイドラインなどに準拠する形で、上記の苦情・救済の仕組み整備に係る取り組みを実施することを求める。

人権侵害に係る苦情について報告・相談するための、社内外の窓口・体制は、全ての従業員がアクセスできるように、必要な周知や教育・研修を実施することを求める。

補足：主に関連する日本法として、労働施策総合推進法でのハラスメント窓口設置義務や、公益通報者保護法による内部通報制度導入義務などが課せられています。

国際的なガイドラインとしては、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）において、苦情処理メカニズムの要件が定められています。

7. 土地及び天然資源の権利尊重

事業活動における土地利用（所有・取得・賃借など）や管理及び水を含む天然資源の利用に際しては、地域社会・先住民族の権利を尊重し、自由意思による、事前かつ十分な情報に基づいた合意形成を行うことを求める。

補足：事業活動で生じる土地や資源の利活用における留意事項を示した関連する主な国際ガイドラインとしては以下が挙げられます。

- ・ 国連「先住民族の権利に関する宣言（UNDRIP）」
- ・ FAO 土地所有、漁業、森林の責任あるガバナンスのための自発的ガイドライン(VGGT)
- ・ ILO「先住民・部族民条約（第169号）」
- ・ 国際金融公社 パフォーマンススタンダード
- ・ 世界銀行 環境・社会フレームワーク「ESS7（先住民族など）」

IV.環境保全と持続可能性への配慮

カゴメグループの事業活動の継続のためには、豊かな自然環境のもとでの持続的な農業の営みが不可欠であるため、「品質・環境方針」を制定し持続可能な地球環境への取り組みを進めています。ともに豊かな地球環境の維持・発展に取り組む上で、サプライヤーの皆さまにおかれても、以下に挙げる項目への理解・取り組み実施をお願いいたします。

1. 環境法令の遵守と汚染防止

各国・地域の法令に基づき、土壌、大気、水などの汚染防止を要求する。

補足：主に関連する日本法としては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、温暖化対策推進法、省エネルギー法、などの遵守が求められます。また、政府の定める大気汚染基準・水質汚濁に係る環境基準・土壌の汚染に係る環境基準などの遵守が求められます。

2. 廃棄物の適正処理と資源の有効利用

自社の廃棄物を削減し埋立処分量を抑えるために、回収・分別・リサイクルを実施することを求める。

プラスチック容器包装/梱包/輸送資材などについて、再利用の推進、容器包装の設計見直し、再生利用しやすい素材を使用することを求める。

また、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化のための自主的な目標・計画を策定し、継続的な取り組みを実施することを求める。

補足：特にプラスチックについては、日本政府のプラスチック資源循環戦略を踏まえ、下記取り組みなどの推進が重要です。

- ・ プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程における排出の抑制促進（原材料の使用の合理化を行う、端材の発生を抑制する、端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用する）
- ・ 流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材に係る排出の抑制促進（簡素な包装を推進する、プラスチックに代替する素材を活用する）
- ・ 事業活動において使用するプラスチック使用製品に係る排出の抑制促進（なるべく長期間使用すること、過剰な使用を抑制すること）
- ・ 部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用する

3. 気候変動への対応

温室効果ガスやエネルギーに係る定量的な自主目標・計画を策定し、削減に取り組むことを求める。

補足：温室効果ガスとは、CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の総称です。

大規模事業者の皆さまにおいては温対法（SHK 制度）などに則った排出量の算定を踏まえた目標設定・計画策定・削減、中小規模事業者の皆さまにおいては、環境省の「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」などを参考にした排出量算定・目標設定・計画策定・削減が重要です。

4. 水資源の保全

事業活動における水利用の効率化・改善に取り組むことを求める。

補足：水利用の効率化に係る取り組み例としては、企業の敷地内に雨水を貯留し工場の機械などの冷却水に利用、製品の製造過程で発生した廃水を処理し、再生水として製造で利用、製品の製造過程において水をカスケード利用（高い清浄度が求められる用途から段階的に再利用を図る）、水の使用量を管理できるシステムなどにより製品の製造過程における水の節約や漏水の早期発見など全体的な水使用の管理を実施し水使用量を削減、事業所単位において節水設備を導入、などが挙げられます。

5. 生物多様性への配慮

各国・地域の法令に基づき、生物多様性に配慮し、適正に対処しながら事業活動を行うことを要求する。

事業活動が生物多様性に与える直接・間接的な影響を評価し、回避・削減・復元・オフセットなどの対応策を実施することを求める。

また、農業やその他の森林以外の土地利用への転換、植林地への転換、深刻かつ持続的な劣化の結果としての自然林の損失などの、森林破壊を排除することを求める。

補足：主に関連する日本法としては、環境影響評価法、生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、自然再生推進法、生物多様性地域連携促進法、カルタヘナ法などが挙げられます。

各種法令を踏まえた取り組みには、環境影響調査の実施、狩猟規制の遵守、生息地の保全や自然保全地域などの指定地域での無許可な開発を行わないことなどが挙げられます。

事業活動が生物多様性に与える直接・間接的な影響を評価する取り組み例としては、環境省の生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）なども活用し、TNFDの定めるLEAPアプローチ（発見する、診断する、評価する、準備する）などに基づいた事業活動との影響評価及び、ミティゲーションヒエラルキーに基づいた回避・削減・復元・オフセットなどの対応策を実施することなどが挙げられます。

特に森林伐採に関しては、事業活動における土地利用転換や原材料調達に伴う森林影響を評価し、森林伐採の回避や森林再生・植林活動との連携などが重要です。

6. 環境マネジメント体制の構築

環境上の各国・地域の規制を遵守するために環境マネジメントシステム（EMS）を構築・運用し、事業活動が環境に与える負の影響を低減するよう継続的な改善に取り組むことを求める。

補足：EMS（環境マネジメントシステム）は、組織が環境方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組むための体制や手続きの仕組みです。国際規格としては、ISO14001などで要諦が定められています。

7. 環境に関する情報開示

各ステークホルダーからの環境に関する情報開示要請に対し、適時適切な開示を行うことを求める。

補足：情報開示の範囲には、TCFD 提言及び同提言を統合した ISSB IFRS S2 基準に即した情報開示やその他気候変動対応、容器包装、農産物原材料、水資源、森林破壊、生物多様性、汚染、廃棄物、資源管理に関連するデータなどが含まれます。

V. リスクマネジメントと情報セキュリティ

カゴメグループでは、「カゴメグループリスクマネジメント方針」を制定し、リスクを最小限に抑えレジリエントな事業体制を構築するための取り組みを推進しています。また、お客様をはじめとするステークホルダーの皆さまに、安心と安全をご提供させていただくために、皆さまから提供いただいた個人情報を適切に取り扱うことが、社会的責任であり、事業活動の基本であると考え、「プライバシーポリシー」を制定し、適切な個人情報の取り扱いを実施しています。ともに持続的な事業環境を構築する上で、サプライヤーの皆さまにおかれても、以下に挙げる項目への理解・取り組み実施をお願いいたします。

1. 災害・緊急時への備え（BCP）

事業の継続または早期復旧を可能とするための事業継続計画を策定し、定期的な計画の見直しを行うことを求める。

また、災害などの緊急時に備え、定期点検や避難訓練などを徹底することを求める。

さらに、自然災害を想定し、従業員と地域住民の安全確保を第一に被害を最小限にとどめる対策を講じることを求める。

2. 機密情報・個人情報の保護

各国・地域の法令に基づき、顧客・第三者・従業員の個人情報及び、顧客・第三者から受領した機密情報を保護し、管理することを要求する。

補足：主に関連する日本法としては、サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法、不正アクセス禁止法などが挙げられます。

3. 情報セキュリティ体制の構築

情報セキュリティに関する規程を制定し、全ての従業員への教育・訓練の定期的な実施や、ネットワークの脅威から守ることを目的とした対策の実施、各種情報管理策が妥当かつ有効であるかの検証・是正を行うことを求める。

補足：対応策の例としては、ネットワークファイアウォールの設置、スパムメール対策、ユーザ ID に紐づくパスワードの強化などが挙げられます。

以上